

## Contents

- I. セカンダリー –海外進出案件に法律事務所をどのように関与させるか–
- II. インド：リーガルアップデート  
「Company Law Settlement Scheme, 2014」が 2014 年 12 月 31 日まで延長  
(2014 年 11 月 14 日付インド企業省通知)
- III. 海外法律事務所はクライアントとしての日本企業をどう見ているか
- IV. ベトナム滞在記
- V. お知らせ

### I. セカンダリー

#### –海外進出案件に法律事務所をどのように関与させるか–

弁護士 雨宮 弘和

海外進出案件で、まず自社内で検討を開始した。しかし、案件の途中で、国内法律事務所をチームに入れた、という経験をされた方は少なくないと思う。私が当事務所で弁護士業をはじめた 10 年前を振り返ると、一部の例外を除いて、海外進出案件の最初から当事務所が関わらせていただけることがほとんどであった。この 2~3 年の傾向として、最初から当事務所が海外進出案件に関わるケースは減っているように思う。同時に、途中から、依頼者の求めにより当事務所も関与するケースが急増している。こと私が関わっている案件について言えば、途中から関与するに至ったケースのほうが、圧倒的多数である。

依頼者から、途中からの関与を求められる理由は多種多様である。大型の案件なので日本弁護士にもダブルチェックをさせたいというものもあるし、案件の担当が地域統括会社から日本の本社に格上げとなったというものもある。交渉相手に振り回されている現

状をどうにか打開したいとか、現地弁護士のサービスに不満がある、というようなケースも多い。案件の種類も多様で、合弁パートナー候補との契約交渉が典型であるが、現地で起こされた紛争案件もある。



この直近の傾向として、日本企業にとっての国内法律事務所の位置付けが確実に変わっているように感じる。つい最近まで、海外案件の法務面は、海外

案件にも対応できる国内法律事務所に頼っておけば良いと考えていた企業も、「まずは、自分たちでやってみよう」ということになったように思える。その結果として思ったように上手く行かず行き詰ってしまうこともあるかもしれないし、そういった案件が当事務所にも持ち込まれているように思える。

今後の日本企業の発展を考えれば、このような海外進出に関する法務の内製化の傾向は間違いなくポジティブなものであると思う。自ら主体的になって、海外案件の法務問題にも取り組むということは、その企業の経験値を高めるはずである。途中で国内法律事務所の力を借りる場合でも(率直に言うともう少し早めに当事務所に来て欲しかったというケースも少なくないが)、法律事務所が問題解決を行なう際の方法論や思考過程を、より問題意識をもって見ることで

きる。そこで得た知見は、次の案件には確実に活かせるはずである。

日本企業の海外進出案件に対する取り組み方が変化しているのであれば、日本企業をサポートする国内法律事務所も変化していくのは当然であると思う。ある程度の人材を擁する企業にとって、国内法律事務所に、クロスボーダー案件を最初から丸ごと請け負わせて、全てのアレンジメントを行なわせるということとは選択肢ではなくなる日も遠くないかもしれない。多くの日本企業が、国内法律事務所を、継続中の案件の問題点を即座に把握して、解決策を提案する能力で選ぶ時代が本格化するように思える。そうなれば、日本企業にとってもメリットも多であろうし、海外案件に関わる日本の弁護士にとっても非常にやりがいのある環境になるように思える。

## II. インド：リーガルアップデート

-「Company Law Settlement Scheme, 2014」が2014年12月31日まで延長  
(2014年11月14日付インド企業省通知)-

弁護士 布川 俊彦



インド企業省 (Ministry of Corporate Affairs) は、2014年11月14日付通知 (General Circular) により、「Company Law Settlement Scheme, 2014」(以下、「CLSS 2014 制度」といいます。)を、2014年12月31日まで延長することを発表しました。CLSS 2014 制度とは、インド会社法上登記機関への提出が要求されている年次報告書 (Annual Return) 及び財務書類 (Financial Statements) を提出していな

い会社について、所定の申請をすることを条件に上記書類の提出の遅れを免責し、刑事免責等を認める制度です。2013 年会社法では上記書類の提出の懈怠に関する罰則及び規制が強化されていることから、提出を怠っている会社にとっては、CLSS 2014 制度は検討する価値のある制度だといえます。

以下、CLSS 2014 制度の導入の背景を説明したうえで、CLSS 2014 制度の概要を紹介します。

### CLSS 2014 制度の導入の背景

2013 年会社法上、インドの会社は、毎年、所定の様式の年次報告書及び財務書類を所定の期限内に登記機関に提出しなければならないとされています (2013 年会社法 92 条、137 条、以下法文名省略)。しかし、実際には、多くの会社が法律に従って書類を提出していない現状があるとされています。

2013 年会社法は、このような現状に鑑みて、会社が上記書類を提出しなかった場合の罰金を引き上げ、

収監刑も定めています(92条5項、137条3項)。さらに、過去3事業年度連続して年次報告書や財務書類を提出しなかった会社の取締役であることは、あらゆる種類の会社の取締役の欠格事由とされています(164条2項)。1956年会社法では書類の不提出が取締役の欠格事由となるのは公開会社に限定されていましたが、2013年会社法ではすべての会社について取締役の欠格事由となるとされ、規制が強化されています。

インド企業省は、上記の規制強化(特に取締役の欠格事由の適用対象の拡張)に関連し、各種利害関係者より、書類の提出が遅れている会社について、一定の猶予期間や例外的優遇措置を設けて欲しいとの要請を受けました。

そこで、中央政府は、上記書類の登記機関への提出の遅れを免責し、刑事免責を認め、提出遅れの書類に課される追加手数料を本来の額の25%に減額することを内容とする、CLSS 2014 制度を導入することを決定しました。CLSS 2014 制度の詳細は、2014年8月12日付のインド企業省の通知において明らかにされています。

CLSS 2014 制度の存続期間は、2014年8月時点では同年8月15日から同年10月15日までとされていました。しかし、インド企業省の2014年10月15日付通知により同年11月15日まで延長され、さらに今回の2014年11月14日付通知により同年12月31日まで延長されることが決まっています。なお、提出遅れの書類についての免責の申請は、CLSS 2014 制度終了後3ヶ月以内に行わなければならないとされています。

#### CLSS 2014 制度の概要

提出遅れの免責の申請ができる対象書類は、次の書類に限られています。

- Form 20B(株式資本のある会社の年次報告書)
- Form 21A(株式資本のない会社の年次報告書)
- Form 23AC, 23ACA, 23AC-XBRLB, 23ACA-XBRLB(貸借対照表及び損益計算書)
- Form 66  
(登記機関に提出するコンプライアンス証明書)

#### • Form 238(監査役任命の通知)

上記書類のうち2014年6月30日までに提出すべきであった書類が、免責の申請の対象となります。

CLSS 2014 制度では、免責が認められると免責証明書が発行され、登記機関は、既に提訴した継続中の責任追及の裁判を取下げることになります。また、CLSS 2014 制度を利用してすべての提出遅れの書類を提出した会社については、過去の書類の不提出は取締役の欠格事由として考慮されず、将来の書類の不提出のみが取締役の欠格事由として考慮されることになります。なお、インド企業省の2014年10月15日付通知により、2014年4月1日から(CLSS 2014 制度が開始した)同年8月15日までの間に書類を提出した会社についても、将来の書類の不提出のみが取締役の欠格事由として考慮されることが明らかにされています。



さらに、CLSS 2014 制度は、休眠会社(inactive company)(過去2事業年度において年次報告書及び財務書類を提出していない会社等をいいます(455条1項。))を休止会社(dormant company)として認定してもらうための簡易かつ手数料が割引された申請手続も導入しています。

なお、2014年8月12日付のインド企業省の通知には、CLSS 2014 制度終了時に、登記機関が、CLSS 2014 制度を利用せず年次報告書等を適時に提出していない会社に対して会社法上必要な措置をとることが明記されていることから、書類を提出していない会社は特に注意が必要です。

### III. 海外法律事務所はクライアントとしての日本企業をどう見ているか

弁護士 光内 法雄

#### 1 10月のとある夜に

本年10月下旬、世界中の弁護士約5000人が、東京に集まりました。IBA (International Bar Association、国際法曹協会) 2014 年年次総会が東京で開催されたからです。当事務所は、この機会をとらえ、日ごろ業務で共に働いている法律事務所の国際的ネットワーク《Meritas》のメンバーファームの弁護士をささやかなディナーパーティーに招待し、グラスを傾けながら業務のこと、また、業務を超えたプライベートについて、語り合う機会をもちました。



#### 2 Meritas とは

Meritas (<http://www.meritas.org/>) は、米国ミネソタ州ミネアポリスに本部を置く、全世界規模の法律事務所のネットワークです。メンバーファーム間に資本関係はなく、それぞれの地で独立して業務を行う法律事務所同士の対等なネットワークとなっています。2014年10月16日現在、179の法律事務所、7061人の弁護士によって構成されており、237の国・法域(jurisdiction)に拠点があるので、ビジネス活動が行われ、企業法務に精通した弁護士のサポートが必要となる地域をほぼ網羅しているといえます。我々メンバーファームは、日々の業務において、このネットワークを最大限活用し、電話一本、

E メール一通で、米州、欧州、アジア、中東、アフリカのビジネスの最前線で必要となる先端的な法務サポートを迅速に得、クライアント企業に、的確に分かり易く伝えることが可能となっています。

|        | 法律事務所数 | 弁護士数 | 拠点  |
|--------|--------|------|-----|
| 全体     | 179    | 7061 | 237 |
| 北米     | 103    | 4452 | 133 |
| ヨーロッパ  | 25     | 948  | 39  |
| アジア太平洋 | 18     | 942  | 25  |
| 中南米    | 22     | 554  | 28  |
| 中東     | 6      | 92   | 7   |
| アフリカ   | 5      | 73   | 5   |

Meritas の興味深いところは、単なる「法律事務所の寄合い所帯」に過ぎないということではなく、案件を照会し合うことを通じて、照会先法律事務所が提供する法律サービスの質をメンバー間で監視し合い、サービスの質が一定程度以下であると認定された法律事務所は、ネットワークから去らなければならないという制度上の制約を課し、メンバー相互間で法律サービスの質を競い合い底上げし合う関係にあるところなのです。つまり、Meritas メンバーファームであるということが、サービスの質を一定程度保証していることになるわけです。また、原則として、「1 1 国 1 メンバーファーム」という建前で(州ごとに法域が異なる米国や、国土が広く人口の多い中国やインドなど、いくつかの国では例外があります)、メンバーファームが、当該国・地域の法律サービスについて責任を持つという体制を敷いています。

以上から、海外で法律サービスを受けるときに最も重要であり、同時に最も面倒でもある、「信頼できる現地の法律事務所を選ぶ」というステップを、Meritas メンバー間で案件を照会し合うことで、ある程度クリアできるということになるのです。

### 3 外国の法律事務所から見たクライアントとしての「日本企業」



冒頭のディナーパーティーの話に戻りますが、海外の複数の法律事務所がせっかく日本で一堂に会し、直接話を聞く機会を得たわけですから、普段聞けないことを聞いてみたいということになりました。以下、ディナーパーティーに参加した海外法律事務所に対して行ったアンケートの質問と回答の一部をご紹介します。

**問 1:日本企業を代理した案件にはどんな種類のものがありますか。**

答え:訴訟、多数の産業分野における海外直接投資、会社法務、労働問題(争訟案件を含む)、など。

**問 2:日本の企業がクライアントであるとき、特異な経験はありましたか。**

答え:意思決定過程が長く極めて不透明。プロジェクトの全てのステップで通常よりも相当長い時間を要する。何度も同じ問題について議論し説明しなければならない。/案件を成功に導く助けになるためにどんな人物が必要となるかということを理解してもらい難かった。/ボディーランゲージで指示を受けても、その意味の理解が難しいことがあった。/日本の投資家・ビジネスマンは、とてもプロアクティブでダイナミック。とても礼儀正しい。/など

**問 3:日本企業をサポートするとき、国内のクライアントに対するのと何か違ったことをする必要はありますか。**

答え:特にない。/のびのびおおらかというよりは、フォーマルで(悪く言えば)よそよそしい態度で接することが求められる。/もちろんあったが、ローカルのマネジメントが介在して上手く処理してくれた。/一定程度先を予想すること、我慢強くなることに慣れる必要がある。/など

**問 4:日本企業から直接受任するのと、法律事務所を介して受任するとどちらがよいですか。**

答え:半分程度が、「法律事務所を介して」という答えだった。理由は、コミュニケーションの容易さを指摘する声が多かった。「これまで直接受任の経験しかない」という法律事務所や、「特にどちらともいえない」という法律事務所が、残りの半分を占めた。

アンケートへの回答を概観すると、海外の法律事務所も、やはり、国境を超えて外国(=日本)のクライアントにサービスを提供することの難しさ(特に、コミュニケーションの点とプロジェクトマネジメントに対する意識の違いの点)があることが浮かび上がったのではないかと思います。

### 4 最後に



当事務所は、Meritas に加え、英国に本部を置く《Mackrell International》、税務・会計事務所もメンバーにいるという特色を持つ《MSI》、税務スペシャリストが集う《Taxand》、欧米を起源とする組織では手薄になりがちな中東及びアフリカ各国に特に多くのメンバーファームを持つ《PraeLegal》という総勢5つのネットワークのメンバーファームでもあり、クライ

アント企業のニーズに合わせて、最適な現地事務所と仕事をする環境を整えています。当事務所は、文字通り全世界の法律事務所と緊密な連携を図りなが

ら、これからも、クライアント企業の皆様にご満足頂ける法律サービスを提供していきます。

#### IV. ベトナム滞在記

弁護士 渡邊 望美



11月後半からホーチミンでも徐々にクリスマスツリー等の飾り付けが始まりました。仏教徒の多いベトナムですが、クリスマスが楽しい年中行事の一つであることは日本と同様ようです。相変わらず気温が30度を超える日々で、季節の移り変わりによって時の経過を感じることは難しいのですが、クリスマスカラーで彩られた街を見ると、それが灼熱の太陽の下であっても、年末が近づいていることが少しは実感できます。

ベトナムに来てから約3ヶ月が過ぎ、私の活動範囲も随分と広がってきました。ベトナムに進出している日系企業のオフィス訪問や、倉庫等の施設見学に行く機会もあり、実際にビジネスの現場に行って生の声を聞くことの大切さを痛感している毎日です。例えば、製造業を行う外国企業の場合、工業団地がビジネスの拠点となります。ベトナムではインフラが十分整備されていない地域が多いこともあり、造成済みかつインフラも整った工業団地内の区画に工場を建てるのが一般的であるためです。

先日は、ビンズオン省(Binh Duong Province)にある工業団地を訪問してきました(ベトナムでは地方行政区画の単位として「省」を使います。日本では「都道府県」のレベルに相当します。)。ビンズオン省はホーチミン市のすぐ北に位置し、省内には20を超える工業団地があります。外国企業による投資額のランキングでは、ホーチミンと並んでビンズオン省が上位にランクインしており、急速に開発が進んでいます。今年の11月にイオンモールのベトナム2号店がオープンし、日系企業によるマンション建設も進むなど、日本人にも注目が高い地域です。

私が見学したのは、ベトナム最大規模の工業団地であるVSIP(Vietnam Singapore Industrial Park)です。ビンズオン省内の2つの地区にVSIP-1、VSIP-2という工業団地があり、いずれもホーチミン市中心部からは車で1時間～1時間半程の距離にあります。両工業団地を合わせると450社を超える企業が入居しており、その内約2割が日系企業です。全体で2,000ヘクタールを超える広大な敷地には工場が整然と並んでいます。



きれいに整備された幅の広い道路に沿って巨大な建物が並ぶ姿は、間口の狭い小さな建物が窮屈そうに並んだホーチミン市街地の様子から大きくかけ離れており、少々大げさかもしれませんが、あたかも別世界に来たかの様でした。

とはいえ、工場の脇に目をやれば、作業員の人々が通勤で利用するバイク用駐車場に数千台のバイクが並んでおり、ここがベトナムであることを思い出させ

てくれます。バイクの大群は、国民の平均年齢が 28 歳というベトナムの若い世代のパワーや今後の経済成長を感じさせてくれます。

ベトナム研修の主目的は法律調査ではありますが、可能な限り様々な現場に足を運び、様々なことを吸収したいと思っています。

## V. お知らせ

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

### ◆ 「海外派遣前研修【インドネシア】」

講師：光内 法雄

主催 : 財団法人海外職業訓練協会(OVTA)  
内容 : 2014 年度海外派遣前研修(インドネシア法務)。研修内容の詳細及びお問い合わせは、OVTA の該当ウェブページをご覧ください。( <http://www.ovta.or.jp/announce/26035ne4.html> )  
日時 : 2014 年 12 月 12 日 (金) 9:30~12:30  
場所 : 東京八重洲ホール 5 階 「512」

## 海外進出プラクティス・グループ

本ニューズレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニューズレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

### 小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4 階

TEL : 03-3222-1401 FAX : 03-3222-1405

MAIL : [newsletter@kojimalaw.jp](mailto:newsletter@kojimalaw.jp)

URL : [www.kojimalaw.jp](http://www.kojimalaw.jp)